

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第52号）（中央卸売市場第一市場）（中央卸売市場第二市場業務課）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市中央卸売市場の使用料の適正化を図る必要があるため、次のとおり市場施設使用料の限度額等を改正するとともに、市場施設使用料の算定に必要なため、卸売業者等から卸売決定価格及び消費税額等相当額を除く売上金額の報告を求めるなど、軽減税率制度の導入に伴う必要な規定整備を行うこととしました。

1 市場施設使用料（「京の食文化ミュージアム・あじわい館」を除く。）の限度額の改定

区 分	単 位	使 用 料	
		改 正 前	改 正 後
卸売業者市場使用料	1月	卸売価格の合計額の1,000分の3に相当する額	<u>卸売決定価格の合計額の1,000分の3に相当する額に100分の110を乗じて得た額</u>
仲卸業者市場使用料		第50条第2項の許可を受け、買い入れて販売した物品の売上金額（消費税額等相当額を含む。以下同じ。）の1,000分の3に相当する額	第50条第2項の許可を受け、買い入れて販売した物品の売上金額（消費税額等相当額を除く。以下同じ。）の1,000分の3に相当する額に100分の110を乗じて得た額
加工食料品卸売業者市場使用料		売上金額の1,000分の2.5に相当する額	売上金額の1,000分の2.5に相当する額 <u>に100分の110を乗じて得た額</u>

卸売業者売場使用料	1 平方メートルにつき	円	円
		3,160	<u>3,218</u>
卸売業者低温売場使用料	1 月	2,155	<u>2,194</u>
卸売業者活魚施設使用料		1,437	<u>1,463</u>
仲卸業者売場使用料		2,396	<u>2,440</u>
関連事業者店舗使用料		2,518	<u>2,564</u>
事務室使用料		2,119	<u>2,158</u>
倉庫使用料		1,802	<u>1,835</u>
冷蔵庫使用料		5,889	<u>5,998</u>
冷蔵庫棟	青果部の冷蔵庫棟	1 棟につき	6,784,905
使用料	水産物部の冷蔵庫棟	1 月	10,109,880
			<u>10,297,100</u>
いけす使用料		451,440	<u>459,800</u>
構内地使用料	1 平方メートルにつき	418	<u>425</u>
	1 月		
通過貨物使用料	1 トン	1,176	<u>1,197</u>
製氷棟使用料	1 棟につき	1,663,200	<u>1,694,000</u>
電動運搬車充電所使用料	1 月	2,314,343	<u>2,357,201</u>
部分肉加工処理施設使用料	1 平方メートルにつき	3,681	<u>3,749</u>
加工処理場使用料	1 月	2,229	<u>2,270</u>
その他の施設使用料		833	<u>848</u>

2 「京の食文化ミュージアム・あじわい館」使用料の改定

区 分	使 用 料					
	改 正 前			改 正 後		
	午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	夜 間
調理実習室	5,140 円	7,200 円	8,220 円	<u>5,230 円</u>	<u>7,330 円</u>	<u>8,380 円</u>

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市条例第52号

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

京都市中央卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

第49条第4項中「100分の108を乗じて」を「消費税額等相当額を加えて」に改める。

第50条第6項及び第7項中「及び」を「並びに」に改め、「含む。）」の右に「及びその額から消費税額等相当額を除して得た額」を加える。

第54条第3項中「並びにその数量及び」を「，数量並びに」に、「（消費税額等相当額を含む。）及び」を「及び卸売決定価格の合計額並びに」に改め、同条第5項中「及び」を「並びに」に改め、「含む。）」の右に「及びその額から消費税額等相当額を除して得た額」を加える。

第57条第2項第4号中「の100分の8に相当する額」を「に係る消費税額等相当額」に改める。

第58条第1項前段中「卸売価格」を「卸売決定価格」に改め、「得た額」の右に「に当該額に係る消費税額等相当額を加えて得た額」を加える。

第61条第1項中「100分の108を乗じて」を「消費税額等相当額を加えて」に改める。

別表第4使用料の欄を次のように改める。

使	用	料
卸売決定価格の合計額の1,000分の3に相当する額に100分の110を乗じて得た額		
第50条第2項の許可を受け、買い入れて販売した物品の売上金額（消費税		

額等相当額を除く。以下同じ。)の1,000分の3に相当する額に100分の110を乗じて得た額
売上金額の1,000分の2.5に相当する額に100分の110を乗じて得た額
円 3, 218
2, 194
1, 463
2, 440
2, 564
2, 158
1, 835
5, 998
6, 910, 551
10, 297, 100
459, 800
425
1, 197
1, 694, 000
2, 357, 201
3, 749
2, 270
848

別表第6調理実習室の項中「5,140円」を「5,230円」に、「7,200円」を「7,330円」に、「8,220円」を「8,380円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日

から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市中央卸売市場業務条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例第50条第6項及び第7項並びに第54条第3項及び第5項の規定は、平成31年11月10日までにを行うべき同年10月分の報告から適用し、同年9月以前の月分の報告については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例別表第4及び別表第6の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(中央卸売市場第一市場)

(中央卸売市場第二市場業務課)